

## 船舶の抹消登録申請

船舶法第14 条第1 項

(総トン数20トン以上の日本船舶)

### 【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

### 【提出時期】

抹消登録すべき事実が発生した日から2週間以内

### 【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

### 【添付書類】

海外売船による国籍喪失の場合	解撤の場合	沈没、滅失の場合	改測の結果20ト未満であることが判明した場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 売買契約書、譲渡契約書の写し</li></ul> ※海上運送法第44条の2の規定により届出を要する船舶の場合、売買契約書等に代えて海外譲渡に伴う届出書(写)を添付する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 引き渡しに関する書面の写し</li><li>・ 輸出許可通知書の写し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方運輸局、運輸支局等が発行した解撤証明書等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 船員法第19条の規定による報告書(海難報告書)の写し(当該官庁の証明を得たもの)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改測を行った管海官庁が交付した通知書</li></ul>

・ 上記以外に、返信用封筒及び切手（法務局発行囑託書副本(登記済証)を希望する場合に限る）

### 【手数料】

- ・ 登録手数料（抹消）（船舶法施行細則第48条）

6,700円

※所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付

※証明書は発行されませんので、必要な方は、別途、登録事項証明書を請求してください。

### 【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）

又は、運輸支局（海事事務所）